



山形県公報

平成23年12月16日(金)
第2303号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1197
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……1198
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1199
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1200
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1201
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……1202

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(港湾事務所) ……1203
- 同……………(会計局) ……1205
- 平成24年度山形県立高等学校の入学者の追加募集……………(教育委員会) ……1206

## 告 示

### 山形県告示第1030号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|-------------------------|----------------------------------|------------------|------------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 福寿草 小荷駄町 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 山形市小荷駄町12番46号    | 平成23. 4. 1 |
| 小規模特別養護老人ホーム 福寿草 小荷駄町   | 地域密着型介護老人福祉施設                    | 山形市小荷駄町12番46号    | 同          |
| ケアプランセンターサン・シティⅡ        | 居 宅 介 護 支 援                      | 酒田市曙町二丁目28番地の5   | 同          |
| デイサービスセンターサン・シティⅡ       | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護     | 酒田市曙町二丁目28番地の5   | 同          |
| 和楽                      | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護              | 酒田市緑ヶ丘一丁目16番地の12 | 同 6. 6     |
| 北のかがやき                  | 居 宅 介 護 支 援                      | 酒田市漆曾根字腰廻34番地    | 同 7. 1     |
| グループホームふれんど             | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 酒田市古湊町9番8号       | 同 9. 6     |
| 認知症対応型通所介護事業所 つどいの家若浜   | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護     | 酒田市若浜町6番25号      | 同 10. 20   |
| 居宅介護支援事業所 まごころ          | 居 宅 介 護 支 援                      | 東根市大字羽入500番地6    | 同 11. 28   |
| まごころ                    | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 東根市大字羽入500番地6    | 同          |
| ケアセンターとこしえ三泉            | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 寒河江市字中河原158番地14  | 同 12. 1    |

## 山形県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社オフィス山形     | あったか介護相談センター<br>米沢市小野川町2769番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 12. 1 |

**山形県告示第1032号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類            | 指定年月日        |
|--------------------|----------------------------------------|--------------------|--------------|
| 有限会社ファルマやまがた       | 鶴岡ひまわり薬局<br>鶴岡市日枝字海老島161番の2            | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売 | 平成23. 11. 15 |
| 株式会社訪問看護ステーション庄内   | 訪問看護ステーション庄内<br>鶴岡市昭和町12番11号           | 訪 問 看 護            | 同 11. 18     |
| 有限会社キャットハンドサービス    | デイサービスセンターキャット遊佐<br>飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番32 | 通 所 介 護            | 同 12. 2      |

**山形県告示第1033号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類                    | 指定年月日        |
|----------------------|----------------------------------------|----------------------------|--------------|
| 有限会社ファルマやまがた         | 鶴岡ひまわり薬局<br>鶴岡市日枝字海老島161番の2            | 介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 | 平成23. 11. 15 |
| 株式会社訪問看護ステーション庄内     | 訪問看護ステーション庄内<br>鶴岡市昭和町12番11号           | 介護予防訪問看護                   | 同 11. 18     |
| 有限会社キャットハンドサービス      | デイサービスセンターキャット遊佐<br>飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番32 | 介護予防通所介護                   | 同 12. 2      |

**山形県告示第1034号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 庄 司 喜 與 太 | 北村山郡大石田町大字大石田丙53番地 |

**山形県告示第1035号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月16日から平成24年1月4日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県 道

- 2 路線名 山形山辺線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                  | 延長                           |
|----------------------------------------|---|------|----------------------------------------|------------------------------|
| 山形市陣場一丁目244番1から<br>同 大字鯉洗字仲田864番1まで    |   | 旧    | 27.0 <small>メートル</small><br>}<br>5.8   | <small>メートル</small><br>3,184 |
| 同                                      | 上 | 新    | 27.0 <small>メートル</small><br>}<br>5.8   | 同上                           |
| 山形市大字内表字内表南570番7から<br>同 大字鯉洗字仲田864番1まで |   | 新    | 245.0 <small>メートル</small><br>}<br>16.5 | <small>メートル</small><br>2,100 |

#### 山形県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月16日から平成24年1月4日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 山形白鷹線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延長                        |
|------------------------------------|---|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 東村山郡山辺町大字畑谷字カニ沢4259番から<br>同 575番まで |   | 旧    | 16.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.5  | <small>メートル</small><br>93 |
| 同                                  | 上 | 新    | 26.0 <small>メートル</small><br>}<br>12.5 | 同上                        |

#### 山形県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月16日から平成24年1月4日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形白鷹線  
2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字畑谷字カニ沢4259番から  
同 575番まで  
3 供用開始の期日 平成23年12月16日

#### 山形県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月16日から平成24年1月4日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 泉田新庄線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 新庄市大字泉田字上村西162番から<br>同 字下村西45番まで | 旧    | 30.0メートル<br>} 11.0 | 440メートル |
| 同 上                              | 新    | 30.0メートル<br>} 8.0  | 同 上     |

**山形県告示第1039号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年12月16日から平成24年1月4日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字小芦沢4300番69から  
同 字滝ノ沢953番5まで
- 3 供用開始の期日 平成23年12月16日

**山形県告示第1040号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡戸沢村大字古口地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年11月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量）

**山形県告示第1041号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町狩川地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年12月12日から平成24年3月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路台帳整備）

**山形県告示第1042号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年7月23日 指令村総建第5018号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字日田字中向234番1、235番1、325番1、325番2、326番、327番、328番、329番1、330番、331番、333番、341番、345番、234番1先、328番先、333番先

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市大字寒河江字横道57番地の1  
株式会社角田商店

山形県告示第1043号

次の開発行為は、完了した。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年11月8日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大寺字蓮台寺298番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市北山形一丁目6番39号  
みな川荘東5号  
三浦 健司

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月16日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,236人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 226,963人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,254人 | 村山市           | 7,549人  | 西村山郡 | 12,241人 |
| 米沢市         | 23,720人 | 長井市           | 8,044人  | 最上郡  | 12,825人 |
| 鶴岡市         | 37,644人 | 天童市           | 16,846人 | 東置賜郡 | 11,781人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,366人 | 東根市           | 12,639人 | 西置賜郡 | 9,045人  |
| 新庄市         | 10,457人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,649人  | 東田川郡 | 8,536人  |
| 寒河江市        | 11,629人 | 南陽市           | 9,288人  |      |         |
| 上山市         | 9,490人  | 東村山郡          | 7,597人  |      |         |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年12月16日

山形県港湾事務所長 池 田 孝

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所2階会議室
- (2) 日 時 平成23年12月28日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量
  - イ 産業廃棄物の収集運搬業務  
廃棄物混合土（燃え殻、廃プラスチック、木くず、ガラスくず等混合） 938立方メートル
  - ロ 産業廃棄物の処分業務  
廃棄物混合土（燃え殻、廃プラスチック、木くず、ガラスくず等混合） 938立方メートル
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月29日まで
- (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、見積もった(1)のロの役務に係る契約金額から産業廃棄物税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に産業廃棄物税額を加算した金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な許可等（事業の範囲に燃え殻、廃プラスチック類、木くず及びガラスくずの全てが含まれること。）を受けていること。ただし、2の(1)のロの役務（以下「本件処分業務」という。）に関し必要な許可等（以下「本件処分業務の許可等」という。）を受けていない者にあつては、その者が2の(1)のイの役務（以下「本件収集運搬業務」という。）に関し必要な許可等を受けていること並びにその者が落札した場合において本件処分業務を履行することとなる者が本件処分業務の許可等を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所総務係 電話0234(26)5633
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県港湾事務所総務係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
  - (1) 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された本件収集運搬業務及び本件処分業務ごとの予定価格の範囲内であって、かつ、全ての入札の本件収集運搬業務及び本件処分業務ごとの入札書に記載された金額がそれぞれ山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条の規定により定める調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上であった場合には、入札書に記載された金額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。ただし、本件処分業務の許可等を受けていない者が最低価格入札者となった場合において、本件処分業務を履行することとなる者が入札参加資格の審査を受けた日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、有効な入札をした次順位の者を落札者とする。
  - (2) 基準価格を下回る価格の入札（有効な入札に限る。）があった場合は、最低価格入札者について、低入札調査要綱第6条第2項の規定による調査（以下「履行適合調査」という。）をしたうえで落札者を決定することとする。
  - (3) 履行適合調査の結果、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とする。当該最低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札（有効な入札に限る。）をした次順位の者を落札者とする。
  - (4) 当該次順位の者が基準価格を下回る価格の入札をした者であった場合は、(2)及び(3)を準用し落札者を決定するものとする。
  - (5) (2)から(4)までにかかわらず、最低価格入札者が履行適合調査の対象となった者と異なる場合は、基準価格を下回る価格の入札（有効な入札に限る。）をした者について履行適合調査を実施したうえで、最低価格入札者を落札者に決定する。
  - (6) 落札者の決定のときまでに入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成23年12月26日（月）午後4時までに山形県港湾事務所総務係に提出すること。
  - (2) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件処分業務の許可等を受けていない者が落札者となった場合は、本件収集運搬業務及び本件処分業務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。
  - (4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be required: The Consignment of Waste Disposal : 938 cubic meters



(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 28, 2011

(3) Contact Point for the notice: Port and Harbor Management Office, Yamagata Prefectural Government, 5-15 Funaba-cho 2-chome, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-0036, Japan TEL 0234-26-5633

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、微小粒子状物質自動測定機の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成24年1月12日（木） 午前11時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 微小粒子状物質自動測定機 11台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成24年3月15日（木）

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則

第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成23年12月26日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Fine Particulate Analyzer (PM2.5) : 11

(2) Time-limit for tender: 11:00A.M. January 12, 2012

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

平成24年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成23年12月16日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名                   | 設 置 学 科 | 入 学 定 員 |
|-------------------------|---------|---------|
| 山 形 県 立 米 沢 工 業 高 等 学 校 | 生 産 情 報 | 約5名     |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成24年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

別記

平成24年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成24年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成24年1月6日（金）から1月13日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

- (2) 履歴書・身上書  
学校所定のもの
  - (3) 写 真  
最近3か月以内に撮影したもの
  - (4) 調査書  
進学用の所定の様式のもの
  - (5) 健康診断書  
学校所定のもので、平成23年4月1日以降に受診したもの
- 5 選 抜  
提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接により行う。
- (1) 期 日 平成24年1月21日（土）
  - (2) 場 所 県立米沢工業高等学校
  - (3) 選考方法  
ア 小論文（50分）  
イ 面接（15分程度）
- 6 合格発表  
平成24年1月25日（水）午後3時予定
- 7 その他  
細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。

平成23年12月16日印刷  
平成23年12月16日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056